

2019年 月 日

日本航空株式会社
代表取締役社長 赤坂 祐二 殿

回答指定日に統一要求に沿った回答を求める (争議の早期解決を求める要請書)

私たちは今日まで、貴職に対し、解雇争議の早期解決を繰り返し要請してきました。昨年5月に示された「解決に向けた話し合いを行う」との貴社の対応により、「統一要求」に基づく解決交渉が進むことを期待し、労使交渉の進展を見守ってきましたが、遺憾ながら今日においても、全面解決に至っていません。

争議解決には「統一要求」で掲げている4項目、中でも「希望者全員の職場復帰」と「解決金の支払い」への対応が不可欠ですが、貴社の対応は、グループ会社を含めた人員採用で「応募の機会を提供する」だけであり、しかも、応募した結果、パイロットや客室乗務員として採用された者は誰一人としていません。また、解決金については「支払う考えにない」という対応を取り続けています。

こうした対応は、統一要求に基づいて解決交渉を進めると言いつつ、その実、統一要求と向き合った交渉を回避するという不当な対応であり、これでは解決につながりません。

私たちは解決交渉の場である労使交渉が、その機能を発揮し早期解決を図るためには、貴社が統一要求を正面から受け止めて交渉にのぞむ姿勢が必要であると考えます。

貴職は6月の株主総会で、解雇争議に対する質問に対し「他に方法がないか考え続ける」等とする答弁をされました。

羽田空港の発着枠の増枠、そして東京オリンピックを目前に控えた今こそ争議を解決し、利用者・国民の期待に応え、安全・安心の航空輸送サービスの提供に邁進する体制を築くべき時です。そのためにも、当該2労組の回答指定日である11月5日には、「他に方法がないか考え続ける」とした結果を、「統一要求」に沿った具体的な回答として提示し、争議の早期解決を図るよう、貴職に対し改めて要請致します。

<ひとこと>

団体名

代表者名